

## イベント開催等における感染防止安全計画等について 新旧対照表

新

開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当していない イベントの開催について		別紙2
<b>大声※1なしのイベント</b>		<b>大声ありのイベント</b>
<b>収容定員設定あり</b>	<b>収容定員設定なし</b>	<b>収容定員設定あり※4</b>
収容率50%超※2であるが 参加予定人数※3 5,000人以下 <b>⇒A</b>	参加予定人数5,000人以下 <b>⇒A</b>	収容率50%以下 <b>⇒A</b>
収容率50%以下 <b>⇒A※5</b>	参加予定人数5,000人超 <b>⇒B</b>	収容率50%超 <b>⇒中止を含め開催を慎重に判断</b>
収容率50%超かつ 参加予定人数5,000人超 <b>⇒B</b>		<b>収容定員設定なし</b>
		十分な人と人の間隔 <b>⇒A</b> (できるだけ2m最低1m) の維持を徹底 <b>⇒ 徹底ができない場合には 中止を含め開催を慎重に判断</b>
<b>A</b>	イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（ <b>様式1</b> ）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（ <b>様式3</b> ）を県に提出すること。	
<b>B</b>	イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（ <b>様式2</b> ）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（ <b>様式3</b> ）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。	
<small>※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。          ※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。          ※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。          ※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。          ※5 まん延防止等重点措置期間内において、参加人数5,000人超となる場合はBの対応が必要となる。</small>		

新

## 開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当している イベントの開催について

別紙3

### 大声※1なしのイベント

#### 収容定員設定あり

収容率50%※2以下かつ  
参加予定人数※3 5,000人以下 ⇒A

収容率50%超であるが  
参加予定人数5,000人以下 ⇒A

参加予定人数5,000人超  
ただし人数上限あり★ ⇒B

#### 収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下  
⇒A

参加予定人数5,000人超  
⇒B

ただし人数上限あり★

### 大声ありのイベント

#### 収容定員設定あり※4

収容率50%以下かつ  
参加予定人数 5,000人以下  
⇒A

収容率50%超  
⇒中止を含め開催を慎重に判断

#### 収容定員設定なし

十分な人と人の間隔  
(できるだけ2m最低1m) ⇒A  
の維持を徹底

⇒徹底ができない場合には  
中止を含め開催を慎重に判断

#### ★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、Bの対応により緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。

**A** イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（様式1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（様式3）を県に提出すること。

**B** イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（様式2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（様式3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を抜けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

※5 対象者全員検査の活用を希望する主催者等は、Aの場合は感染防止対策チェックリスト（様式1）を、Bの場合は当該制度へ登録する旨を明記した感染防止安全計画（様式2）を、それぞれ県に提出することで当該制度に登録が可能となる。

旧

## 開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当していない イベントの開催について

別紙2

### 大声※1なしのイベント

#### 収容定員設定あり

収容率50%超※2であるが  
参加予定人数※3 5,000人以下  
⇒A

収容率50%以下  
⇒A※5

収容率50%超かつ  
参加予定人数5,000人超  
⇒B

#### 収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下  
⇒A

参加予定人数5,000人超  
⇒B

### 大声ありのイベント

#### 収容定員設定あり※4

収容率50%以下  
⇒A

収容率50%超  
⇒中止を含め開催を慎重に判断

#### 収容定員設定なし

十分な人と入の間隔 ⇒A  
(できるだけ2m最低1m)  
の維持を徹底  
⇒ 徹底ができない場合には  
中止を含め開催を慎重に判断

**A** イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（様式1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（様式3）を県に提出すること。

**B** イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（様式2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（様式3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対象がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と入の間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

※5 ワクチン・検査パッケージ制度（対象者全員検査含む）の費用を希望する主催者等は、Aの場合は感染防止対策チェックリスト（別紙1）を、Bの場合は当該制度へ参加する旨を明記した感染防止安全計画（別紙2）を、それぞれ県に提出することで当該制度へ参加が可能となる。

※6 まん延防止等重点措置期間内において、参加人数5,000人超となる場合はBの対応が必要となる。

旧

## 開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当している イベントの開催について

別紙 3

### 大声※<sup>1</sup>なしのイベント

#### 収容定員設定あり

収容率50%※<sup>2</sup>以下かつ  
参加予定人数※<sup>3</sup> 5,000人以下 ⇒A

収容率50%超であるが  
参加予定人数5,000人以下 ⇒A

参加予定人数5,000人超  
ただし人数上限あり★ ⇒B

#### 収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下  
⇒A

参加予定人数5,000人超  
⇒B  
ただし人数上限あり★

### 大声ありのイベント

#### 収容定員設定あり※<sup>4</sup>

収容率50%以下かつ  
参加予定人数5,000人以下  
⇒A

収容率50%超  
⇒中止を含め開催を慎重に判断

#### 収容定員設定なし

十分な人と人の間隔  
(できるだけ2m最低1m) ⇒A  
の維持を徹底  
⇒徹底ができない場合には  
中止を含め開催を慎重に判断

#### ★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、Bの対応により緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。

**A** イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（別添1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（別添3）を県に提出すること。

**B** イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（別添2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（別添3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を空けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

※5 **ワクチン・検査パッケージ制度（対会者全員検査含む）**の活用を希望する主催者等は、Aの場合は感染防止対策チェックリスト（別添1）を、Bの場合は当該制度へ登録する旨を明記した感染防止安全計画（別添2）を、それぞれ県に提出することで当該制度へ登録が可能となる。